

様式第三十（第18条第3項関係）

認定特別事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和7年11月7日

2. 認定特別事業再編事業者名
有限会社関根車輛

3. 特別事業再編の目標

(1) 特別事業再編に係る事業の目標
(価値観)

当社はこれまで「技術力と機動力。そしてサービスの心を大切に。」を掲げて、ロードサービス事業を展開してきている。ロードサービス事業は、自動車の故障等が起きた現場に急行し、レッカーサービスなどを提供する事業である。創立当初は埼玉県であるが、自動運転車やIoT技術の発達によるmaas (Mobility as a Service) の普及を見据え、対策を講じてきた。

自動運転車やmaasが普及していくと、車両の故障が発生しにくくなる。特にmaasが普及することで、自動車のセンサーによって、部品の消耗度合いが事前に分かるようになっていく。そうすると、当該車両は走行中に故障する可能性は低くなる。

また、自動運転車が普及していけば、事故そのものも減少することが見込まれる。まず高速道路の走行から運用が始まると考えられ、故障等の可能性は低くなっていくと予想される。したがって、ロードサービス業界として、売上の減少が将来的に見込まれるのである。

そこで、当社が提供するサービスを見直しながら、将来的に業界として見込まれる売上減少に耐えられる体制を整えていく方針である。

(ビジネスモデル)

当社はディーラーや損害保険会社の関連企業（アシスタント会社）、JAFからの要請に応じて現場に急行し、レッカーなどのロードサービスを提供している。自動車整備工場としての業務は当社ではほとんど受注していない。当社のグループ会社が受注している自動車整備は地場のもともとの顧客の案件であり、埼玉エリアの整備案件を発注するに至っていない。

また、車両が故障してしまった一般消費者に対するレンタカーの提供もほとんど行っていない。東北エリアについては、M&Aで進出したばかりであるため、より案件が少ない。

A社をM&Aによって完全子会社化することで、当該サービスを提供できるようになる。一般消費者に対して提供するサービスの範囲が広がることで顧客満足度を高めることに貢献するビジネスモデルへブラッシュアップすることができるようになる。ロードサービスに附帯する新事業としてレンタカーサービスや自動車整備工場を展開しながら、東北エリアの事業基盤を確立することができる見込みである。

(戦略)

当社のグループ会社は青森県と山形県・福島県で営業している。岩手県に拠点がないため、岩手県に中継地点がない。そうすると、現場の案件情報と車両・人材の出動状況によっては、現場に急行するまでの移動時間が多大にかかってしまう。営業効率の改善からの観点も含め、A社と当該グループ会社が連携を期待できる。さらに、レンタカー事業と自動車整備事業も東北エリア全体へ展開できる余地が生まれてくるため、案件ごとの単価の増加を見込むことができる。

(持続可能性・成長性)

ロードサービス業は日本標準産業分類によれば中分類でいうと運送業に属する。運送業はすでに慢性的な人材不足となっている。業務の増加と人材の高齢化が要因であるため、営業効率の改善は喫緊の課題である。当社では以前から開発してきたロードサービス業向けの業務管理ソフトを使用している。

このソフトにより長時間労働の抑制をしながらも、一人当たり人件費が下がらないように改善を進めてきた。労働環境の改善により持続可能性を担保しつつ、万一の事故が起きてしまった時にいつでも駆けつけることができる企業としてあり続けるビジネスモデルを目指す。

(ガバナンス)

上記に掲げた特別事業再編計画の実施に当たり、事業部門と経理部門の責任と権限を明確に分離する。業績報告の不正や経理面での不正が起きないように、適時適切にモニタリングできる体制の構築に努める。

以上により、当社の経営資源の再提起配置によって生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を図り、企業価値のさらなる向上を目指す。

(2) 生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

(成果と重要な成果指標 (KPI))

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2029年度には2023年度に比べて、従業員1人当たり付価値額を30.7%向上させることを目標とする。

需要の開拓としては、2029年度には2023年度に比べて、当社の売上高を1.42倍とすることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、2029年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの△3.2倍、経常収支比率は126.7%となる予定である。

4. 特別事業再編の内容

(1) 特別事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

レッカー及びロードサービス事業、レンタカー事業、自動車整備事業

<選定の理由>

ロードサービス業界全体として、車両の故障が減っていくことにより、売上が減少していく見込みがある。今後、利益率の向上のために、営業エリアの拡大とロードサービスに付随して提供できるサービスを行うことで、収益力の強化に取り組む必要がある。その一環としてA社のM&Aを検討するに至った。

現在当社では故障した車両を有するドライバーに対して、ディーラー等の元請け事業者を通じてロードサービスを提供してきている。現状はロードサービスに注力しているが、エンドユーザーである事故車のドライバーとしては、故障後の代車が必要となるため、レンタカーの需要がある。また、故障について現地で解決できない場合には、自動車整備工場に委ねることとなる。A社ではこの業務を行っているため、子会社化することで相互にとっての売上高増加ないし内製化による経費の削減につながる。

② 実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

A社のロードサービス事業、レンタカー事業、自動車整備事業を取得することで、当社においてはロードサービスに付随して一案件当たりの単価の増加を見込むことができる。

なお、当該特別事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込んでいる。

また、当該事業分野は過剰供給構造にない。したがって当該地域の一般消費者および関連事業者の利益を不当に害するおそれはない。

(事業の構造の変更)

- ・他の会社の株式の取得(完全子会社化によるロードサービス事業の承継)

(譲受会社)

名称：有限会社関根車輛

住所：埼玉県川口市安行出羽一丁目14番1号

代表者の氏名：代表取締役 関根 健由

資本金：30,000,000 円

(譲渡会社)

名称：A 社

(事業の分野又は方式の変更)

当社ではロードサービス事業における運行管理・請求管理・勤怠管理が連動するシステムを開発している。このシステムを導入することで、各部署の業務効率化及び各部署の連携の円滑化を図る。

前述の営業エリア拡大、A 社のレンタカー事業を当社の案件に横展開すること、自動車整備事業の内製化による売上高の拡大と費用の削減と合わせて、これにより 2029 年度には当社の販売費および一般管理費を売上高で除した値を 7.2%以上削減することを目標とする。

(2) 特別事業再編を行う場所の住所

埼玉県川口市安行出羽一丁目14番1号

有限会社関根車輛

株式会社 A 社

(3) 措置の相手方である他の事業者・関係事業者・外国関係法人に関する事項

措置の相手方である他の事業者

A 社

A社と有限会社関根車輛の間に、計画開始前において資本関係はない。

(4) 特別事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり

5. 特別事業再編の実施時期

開始時期：令和7年11月

終了時期：令和12年9月

6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 特別事業再編の開始時期の従業員数(2025年4月末時点)

(有)関根車輛 58名

A社 13名

(2) 特別事業再編の終了時期の従業員数

(有)関根車輛 78名

A社 18名

(3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数

(有)関根車輛 3名

A社 2名

(4) (3) 中、新規採用される従業員数

(有)関根車輛 0名

A社 0名

(5) 特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 なし

転籍予定人員数 なし

解雇予定人員数 なし

(6) 雇用者給与等支給額の改善を示す数値目標

雇用者給与等支給額の改善としては、2029年度には2023年度に比べて、雇用者給与等支給額を年率6.72%向上させることを目標とする。

7. その他

別表 1

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置	
法第2条第17項第2号の要件				
	ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化	当社で開発している車両運行管理、勤怠管理、請求管理システムを導入。営業エリアの拡大やA社の既存サービスの横展開により売上高の増加を見込みつつ、それに伴って増加する販売費一般管理費を抑制することで、販売費および一般管理費を売上高で除した値を7.2%以上削減することを目標とする。	なし	
法第2条第18項の要件		実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
	六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）	名称：株式会社 A 社 取得後株式比率：90%	株式保有比率：0% 派遣役員割合：0%	租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）